

平成29年4月から

介護保険制度の改正により

新しい総合事業が始まりました。

平成29年4月から、介護予防・日常生活支援総合事業（以下「新しい総合事業」といいます。）が始まります。

これまで、要支援者の方の訪問介護や通所介護のサービスは、全国一律の基準により提供してきましたが、新しい総合事業では、多様な生活支援のニーズに地域全体で応えていくため、これまでと同様のサービスに加え、多様な担い手による新しいサービスを提供します。

また、要支援者になるおそれのある方等が利用していた従来の介護予防事業の内容もあわせて見直し、より効果的に事業を行っていきます。

新しい総合事業では、要支援者の方や要支援になるおそれのある方が利用できる「介護予防・生活支援サービス事業」と、65歳以上のすべての方が利用できる「一般介護予防事業」があり、皆さまの介護予防と日常生活の自立に向けた支援を行います。

介護予防・生活支援サービス事業とは？

要支援1・2の方と基本チェックリスト（日常生活や心身の状態を確認する25項目の質問等）で「事業対象者」と判定された方が利用できます。

介護予防・生活支援サービス事業

（東員町のサービス）

予防給付

（全国一律のサービス）

訪問介護

（ホームヘルプ）

【現行の介護予防訪問介護】（従来と同じサービス）
既存の訪問介護事業所による身体介護や生活支援

【短期集中訪問型サービス】（3カ月～6カ月間）
●口腔機能向上 ●生活機能向上 ●閉じこもり・うつ予防
保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス

【現行の介護予防通所介護】（従来と同じサービス）
既存のデイサービスセンターでの機能訓練や入浴、食事の介護等

【緩和した基準による通所型サービス】（6カ月～12カ月）
●総合型通所介護サービス
運動機能向上、口腔機能向上、認知症予防などの総合的な訓練

通所介護

（デイサービス）

【短期集中通所型サービス】（3カ月～6カ月間）
●認知症予防 ●運動機能向上
保健・医療の専門職が短期集中で行うサービス